

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	事業計画の決定に先立つ市街地再開発組合設立の認可	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第11条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>○都市再開発法 (認可の基準) 第17条 都道府県知事は、第11条第1項から第3項までの規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第3項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。 (3) 事業計画又は事業基本方針の内容が当該第一種市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。 (4) 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p> <p>○都市再開発法施行規則 (組合施行に関する認可申請書の添付書類) 第3条 法第11条第1項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類 (2) 法第12条第1項において準用する法第7条の12の同意を得たことを証する書類 (3) 法第13条の規定により公的資金による住宅を建設することが適 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている</p>	
	参 考 事 項	関係法令 都市再開発法第8～18条 法施行令第3条 法施行規則第1条の11、第2～3条、第9～11条
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 日 (休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 設定しない (個別事案により、その内容が大きく異なるため)</p>
設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

審査基準	基準	<p>当と認められる者に対して参加組合員として参加する機会を与えたことを証する書類</p> <p>(4) 法第14条第1項の同意を得たことを証する書類</p> <p>2 法第11条第2項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に前項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
------	----	--